**業務委託契約約款の削除条項**

１．契約金額による削除条項

|  |  |
| --- | --- |
| 契　約　金　額 | 削　除　条　項 |
| 契約金額が130万円未満の場合 | 第14条、第15条 |

２．契約の保証の別による削除条項

この契約約款中、契約の保証の別に応じて、次の各号の一に定める条項を上記１に更に追加し、削除する。

|  |  |
| --- | --- |
| 契約の保証 | 削　除　条　項 |
| 1. 契約保証金（有価証券等を担保として提供した場合を含む。）を納付した場合又は、金融機関若しくは保証事業会社の保証を担保として提供した場合 | 第20条 |
| 1. 公共工事履行保証契約により、契約保証金を免除した場合 | 第20条 |
| 1. 履行保証保険契約により契約保証金を免除した場合 | 第20条 |
| ④300万円を超えない契約で契約保証金を実績により免除した場合 | 第2条、第20条 |

３．その他の削除条項

**業務委託契約約款**

（総則）

第１条　受注者は、別冊仕様書に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期限までに、委託業務を完了し、成果品を発注者に提出しなければならない。

２　仕様書に明示されていない事項又は符合しない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

（契約の保証）

第２条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。この場合において、第5号に掲げる措置を講じたときは、直ちに当該措置に係る保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（１）契約保証金の納付

（２）契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

（３）契約保証金の納付に代わる担保となる措置であって、この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証が付されるためのもの

（４）この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付されるための措置

（５）この契約による債務の不履行により生じる損害を塡補する履行保証保険契約の締結

２　前項各号に掲げる措置に係る契約保証金（契約保証金の納付に代わる担保については、当該担保の価値）の額又は保証金額若しくは保険金額（以下「契約保証金の額等」という。）は、委託料の100分の５以上としなければならない。

３　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる措置を講じる場合は、当該措置は、第20条第２項各号に掲げる者による契約の解除についても保証するものでなければならない。

４　第1項の規定により、受注者が同項第４号又は第５号に掲げる措置を講じたときは、契約保証金の納付を免除する。

５　委託料の変更があったときは、契約保証金の額等が変更後の委託料の100分の５に達するまで、発注者は、契約保証金の額等の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の額等の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第３条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第４条　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

２　受注者は、発注者の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた成果物（未完成の成果物及び委託業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（一括再委託等の禁止）

第５条　受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合には、この限りでない。

（調査職員）

第６条　発注者は、調査職員を定めたときは、書面により、その氏名を受注者に通知するものとする。調査職員を変更したときも、同様とする。

２　調査職員は、仕様書に定めるところにより、必要な監督を行い、及び次条第1項に規定する管理技術者に対して指示を与える等の職務を行う。

（管理技術者）

第７条　受注者は、委託業務の技術上の管理および統括を行う監理技術者を選定し、その氏名を発注者に通知するものとする。管理技術者を変更したときも、同様とする。

２　発注者は、前項の通知に係る管理技術者の業務状況が不適当であるために委託業務の実施に支障があると認めた場合は、受注者に対し理由を明示して、その交代を求めることができる。

（委託業務の内容の変更等）

第８条　発注者は、必要があると認めるときは、書面により受注者に通知して委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

２　前項の場合において、発注者は、受注者に損害を及ぼした場合は、必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による履行期限の延長）

第９条　受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他正当な理由により履行期限までに委託業務を完了することができないときは、発注者に対して、遅滞なく、その事由を明らかにした書面により履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

（委託業務の実施に係る損害）

第10条　委託業務の実施に当たり受注者に生じた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担とする。

２　委託業務の実施に当たり受注者が第三者に与えた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担においてその賠償をするものとする。

（成果品の検査）

第11条　受注者は、委託業務を完了したときは、履行期限までに完了届に成果品を添えて発注者に提出し、その検査を受けなければならない。

２　前項の規定により成果品が提出されたときは、発注者は、その日から起算して10日以内に検査をしなければならない。

３　発注者は、前項の検査の結果、合格と認めた場合は、その旨を受注者に通知するものとする。

４　第1項の検査に合格しなかった場合は、受注者は、発注者の指定する期日までに成果品を修補した上、発注者の再検査を受けなければならない。

５　第１項から第３項までの規定は、前項の再検査について準用する。

（所有権の移転時期）

第12条　成果品の所有権は、前条の検査に合格した時、発注者に移転するものとする。

（委託料の支払）

第13条　受注者は、第11条第３項（同条第５項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた後、請求書により発注者に委託料を請求するものとする。

２　発注者は、前項の請求があった日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

（前払金）

第14条　受注者は、保険事業会社と履行期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「前払金保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請求書により委託料の10分の３以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

２　発注者は、第１項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金の支払をしなければならない。

３　委託業務の内容の変更その他の理由により著しく委託料が増額された場合においては、受注者は、その増額後の委託料の10分の３から受領済みの前払金額を控除した額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

４　委託業務の内容の変更その他の理由により委託料が減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の４を超えるときは、受注者は、その減額のあった日から30日以内にその超過額を発注者に返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況から見て著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して書面により返還額を定める。

５　受注者は、前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、同項の期間を経過した日から返還する日までの日数に応じ、その未返還額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又端数を切り捨てるものとする。

（保証契約の変更）

第15条　受注者は、前条第３項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ前払金保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は、委託料が減額された場合において、前払金保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

（契約不適合責任）

第16条　発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。

２　発注者は、引き渡された成果物に関し、引渡しを受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、委託料の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、その契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには、当該請求を行うことのできる期間は、民法の定めるところによる。

（履行遅滞の場合における遅延利息）

第17条　発注者は、受注者がその責めに帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないときは、遅延利息の支払を受注者に請求することができる。

２　前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算して得た金額とする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

３　発注者は、前項の遅延利息を委託料から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

（発注者の催告による解除権）

第18条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

（２）履行期限まで又は履行期限経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

（３）管理技術者を配置しなかったとき。

（４）正当な理由なく、第16条第１項の履行の追完がなされないとき。

（５）前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第18条の２　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）受注者が第３条の規定に違反してこの契約によって生ずる権利又は義務を譲渡したとき。

（２）受注者が成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

（３）受注者が成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（４）受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約をした目的を達することができないとき。

（５）成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（６）各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしてもこの契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（７）注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下第10号において同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下第10号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生ずる権利又は義務を譲渡したとき。

（８）受注者が第22条又は第22条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（９）受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　暴力団員であると認められるとき。

イ　自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められるとき。

ウ　暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

エ　正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

オ　暴力団員と交際していると認められるとき。

カ　暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

キ　その者（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者）がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの委託業務に係る再委託契約その他の契約を締結したと認められるとき。

ク　アからカまでのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの委託業務に係る再委託契約その他の契約（キに該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

（10）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令において受注者又は受注者を構成員に含む事業者団体（以下この号及び次号において「受注者等」という。）に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者等に対する当該排除措置命令が確定したとき（受注者が当該排除措置命令の名宛人となっていない場合にあっては、当該排除措置命令の名宛人に対する当該排除措置命令の全てが確定したとき）。

（11）独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令において受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者に対する当該納付命令が確定したとき（受注者が当該納付命令の名宛人となっていない場合にあっては、当該納付命令の名宛人に対する当該納付命令の全てが確定したとき）。

（12）受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。

（13）受注者又は受注者の代理人、使用人その他の従業者（受注者が法人の場合にあっては、その代表者又はその代理人、使用人その他の従業者）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の罪又は独占禁止法第89条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第19条　第18条各号又は前条各号に掲げる場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（違約金）

第20条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料の100分の５に相当する金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として、受注者から徴収する。

（１）第18条又は第18条の２の規定により成果物の引渡し前にこの契約を解除したとき。

（２）成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

２　次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人

（２）受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人

（３）受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

３　第１項の場合（前項の規定により第１項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項の規定は、適用しない。

４　発注者は、第１項の違約金を委託料から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

５　第１項の場合（第18条の２第７号及び第９号から第13号までの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第２条第１項第１号から第３号までの措置が講じられているときは、発注者は、契約保証金又は契約保証金の納付に代わる担保をもって第１項の違約金に充当することができる。

（発注者の損害賠償）

第21条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（１）成果物に契約不適合があるとき。

（２）第18条又は第18条の２の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

（３）前２号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（４）前条第１項の違約金の額を超えた金額の損害が生じたとき。

２　発注者は、前項に規定する場合のほか、第18条又は第18条の２の規定によりこの契約を解除した場合又は前条第２項各号に掲げる者によりこの契約が解除された場合において同条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償金として受注者から徴収する。

３　第１項各号又は前項に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前２項の規定は、適用しない。

第21条の２　発注者は、この契約に関して、第18条の２第10号から第13号までのいずれかに該当するときは、この契約を解除するかどうかにかかわらず、委託料の10分の２に相当する金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を損害賠償金として、受注者から徴収する。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、発注者がその損害賠償金の額を超える金額についての賠償を請求することを妨げるものではない。

３　前２項の規定は、受注者が委託業務を完了した後においても適用があるものとする。

（受注者の催告による解除権）

第22条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第22条の２　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）第８条第１項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料が3分の2以上減少したとき。

（２）第８条第１項の規定による委託業務の中止期間が履行期間の２分の１（履行期間の２分の１が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第23条　第22条又は前条各号に掲げる場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の損害賠償）

第24条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（１）第22条又は第22条２の規定によりこの契約が解除されたとき。

（２）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　前項各号に掲げる場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、同項の規定は、適用しない。

（解除に伴う措置）

第25条　発注者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合又は受注者の責めに帰すべき事由によってその債務が履行不能となった場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）があるときは、当該履行完了部分に相応する委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

２　受注者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

３　前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、解除が第18条若しくは第18条の２の規定によるとき又は第20条第２項各号に掲げる者によりされたものであるときは発注者が定め、解除が第22条又は第22条の２の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（契約保証金の還付）

第26条　契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、受注者がこの契約を履行したとき、又は第18条の２第７号若しくは第９号から第13号まで、第22条若しくは第22条の２の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に還付するものとする。

（個人情報の保護）

第27条　受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（紛争の解決）

第28条　この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者と受注者とが協議して紛争の解決を図るものとする。

２　前項の協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（その他の協議事項）

第29条　この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。